

newmo



大阪府有識者会議 ご説明資料

2024/5/17

newmo株式会社

newmoは今年の1月に創業したばかりの
「タクシー事業」と「ライドシェア事業」
の双方を展開する会社です。

社名	newmo株式会社
代表	青柳 直樹
設立	2024年1月4日
資本金	16.65億（2024年2月末）
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目9番1号 麻布台ヒルズ ガーデンプラザB 4F

2024年3月17日に東京にて開催したnewmo事業戦略発表会にて



左：大阪府知事 吉村洋文様
中央：newmo株式会社 代表取締役 青柳直樹
右：衆議院議員 / 前三重県知事 鈴木英敬様

CEOの青柳は7年前からモビリティ事業での起業を模索、

2024年1月、newmo株式会社を創業しました。



✔ 普通二種免許取得（2017）

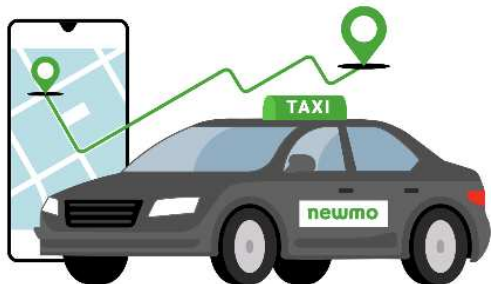
✔ 東京都地理試験合格（2017年3月）

✔ 運行管理者試験合格（2024年4月）

✔ 大阪タクシーセンター初任運転者研修修了（2024年3月）

タクシー事業者と資本業務提携を結び

「タクシー事業」と「ライドシェア事業」の双方を展開します。



タクシー

- ・デジタル技術を用いた運行管理の高度化、効率化
- ・リブランディングによる事業価値の向上

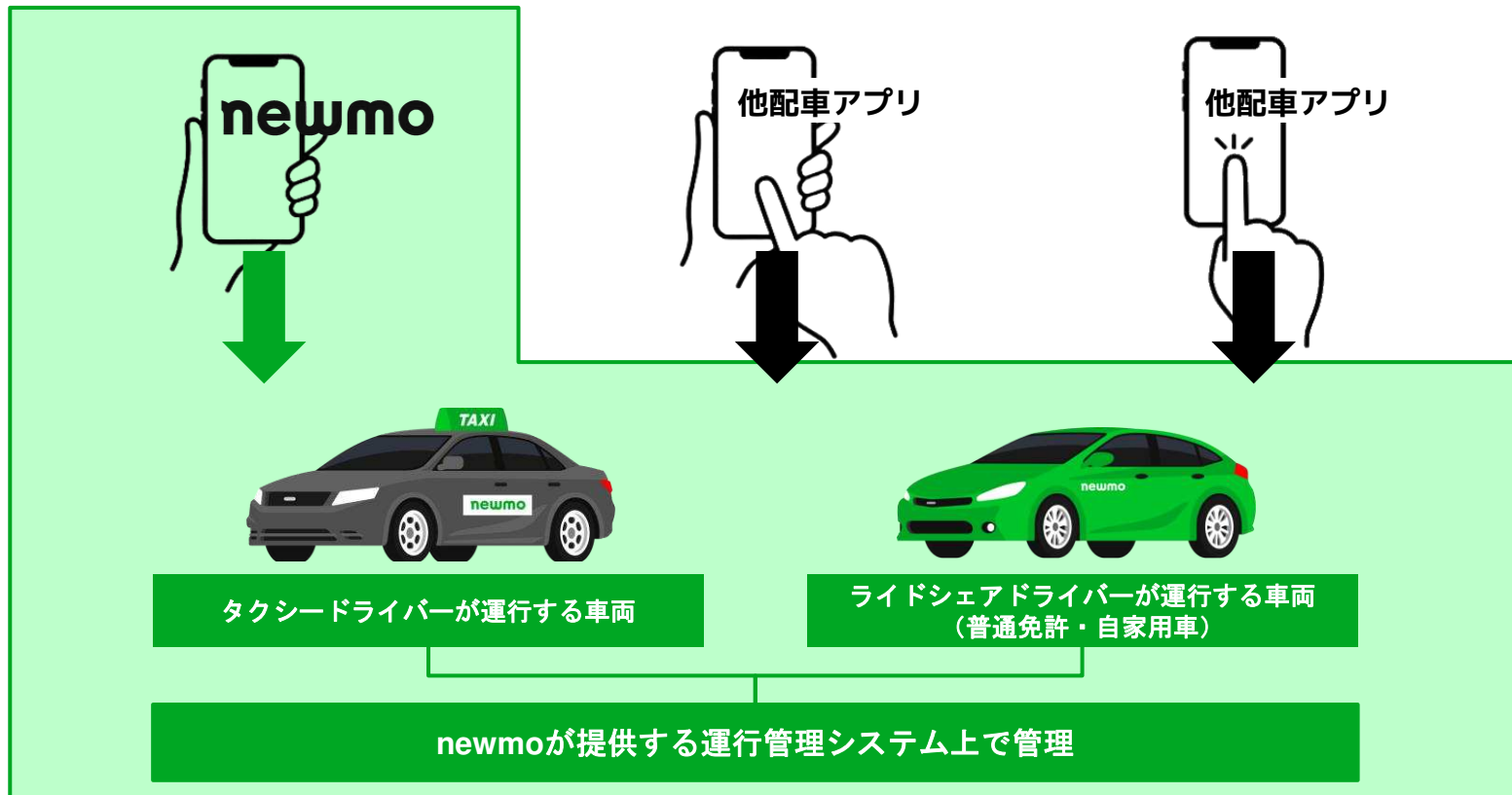


ライドシェア

- ・女性、若年層の就業によるドライバー数の拡大
- ・安心、安全なライドシェアの仕組みの開発

タクシーだけでも、ライドシェアだけでも解決が難しい移動の課題解決のために
タクシー事業者と提携し、責任ある供給主体として参入します。

今後の事業展開のイメージ



自家用車活用事業の開始に向けて

- 大阪市域交通圏にてタクシー事業を展開する株式会社岸交（岸和田交通グループ）に資本参加。2024年秋より、ライドシェアサービスを本格展開予定



大阪府内での展開に向けて

- 大阪運輸支局に意向調査票を提出済み。運行開始に向けてドライバー向けの手続きを準備中
 - 登録
 - ドライバーの研修
 - シフト管理、準備
- 本格展開に向けた課題
 - 実施地域・時期・時間
 - 土（0時台-3時台）420台、金土（16時台-19時台）240台のみ
 - 大阪市域交通圏のみ
 - 利用可能な自家用車の車両数の制限
 - 特に、中小の事業者にとって影響が大きい
 - 営業区域単位の運営
 - 営業区域ごとの営業所の設置の見直し
 - 広域運営の実現（78条2号については4月から都道府県単位で広域運営が可能に）
 - ドライバーの契約形態
 - 安全確保と柔軟な働き方の両立を通じてドライバー数の抜本的な増加を実現

Appendix.

自家用車活用事業（78条3号）の論点①

項目	現行制度・運用	課題
対象地域 時間帯	<p>○指定地域： 東京特別区・武三交通圏、京浜交通圏、名古屋交通圏、京都市域交通圏、札幌交通圏・仙台市・県南中央交通圏(埼玉)・千葉交通圏・大阪市域交通圏・神戸市域交通圏・広島交通圏・福岡交通圏</p> <p>○その他地域： 「簡便な方法」で不足車両数を算出し、タクシー事業者の実施意向がある場合に開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに時間帯が細かく設定されており複雑。働き手・利用者共に認知負荷が高く、選択されにくい ・「簡便な方法」の活用方法について不明な点があり、広く理解されていない
営業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・発着地いずれかが許可を受けている営業区域内である必要 ・ただし、隣接区域の応援要請によっては営業ができる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接した複数区域で供給不足の場合の対応が困難 ・より広域での展開が困難
営業所 運行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・営業区域（全国で600区域以上）ごとに営業所を設置する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定費が重く、地方での展開の阻害要因。 ・デジタルの力で効率化・改善余地が大きい領域

自家用車活用事業（78条3号）の論点②

項目	現行制度・運用	課題
指導・監督	<ul style="list-style-type: none">・ タクシー事業者で実施されている指導・監督を、自家用車ドライバーに対しても行うことが想定されている	多くのドライバーが柔軟な働き方を求めており、ドライバー獲得の大きなハードルとなる懸念
車両数	<ul style="list-style-type: none">・ 使用可能な車両数は、各社の事業用自動車の車両数の範囲内・ 「許可対象地域の営業所の車両数が著しく少ないなど、地方運輸局長等が必要と認める場合についてはこの限りではない」との例外あり	台数制限のもとでは、大手タクシー事業者でないと事業の採算性が厳しく、意欲ある中小事業者にとっても参入のハードルが高い
ドライバーの契約形態	<ul style="list-style-type: none">・ 現行の運輸規則を前提とした場合に、ドライバーの契約形態（雇用契約、業務委託契約）として、どのようなものが認められるかが現時点では不明	新たなドライバーを増やすには、柔軟な働き方・自由な働き方の実現が不可欠